

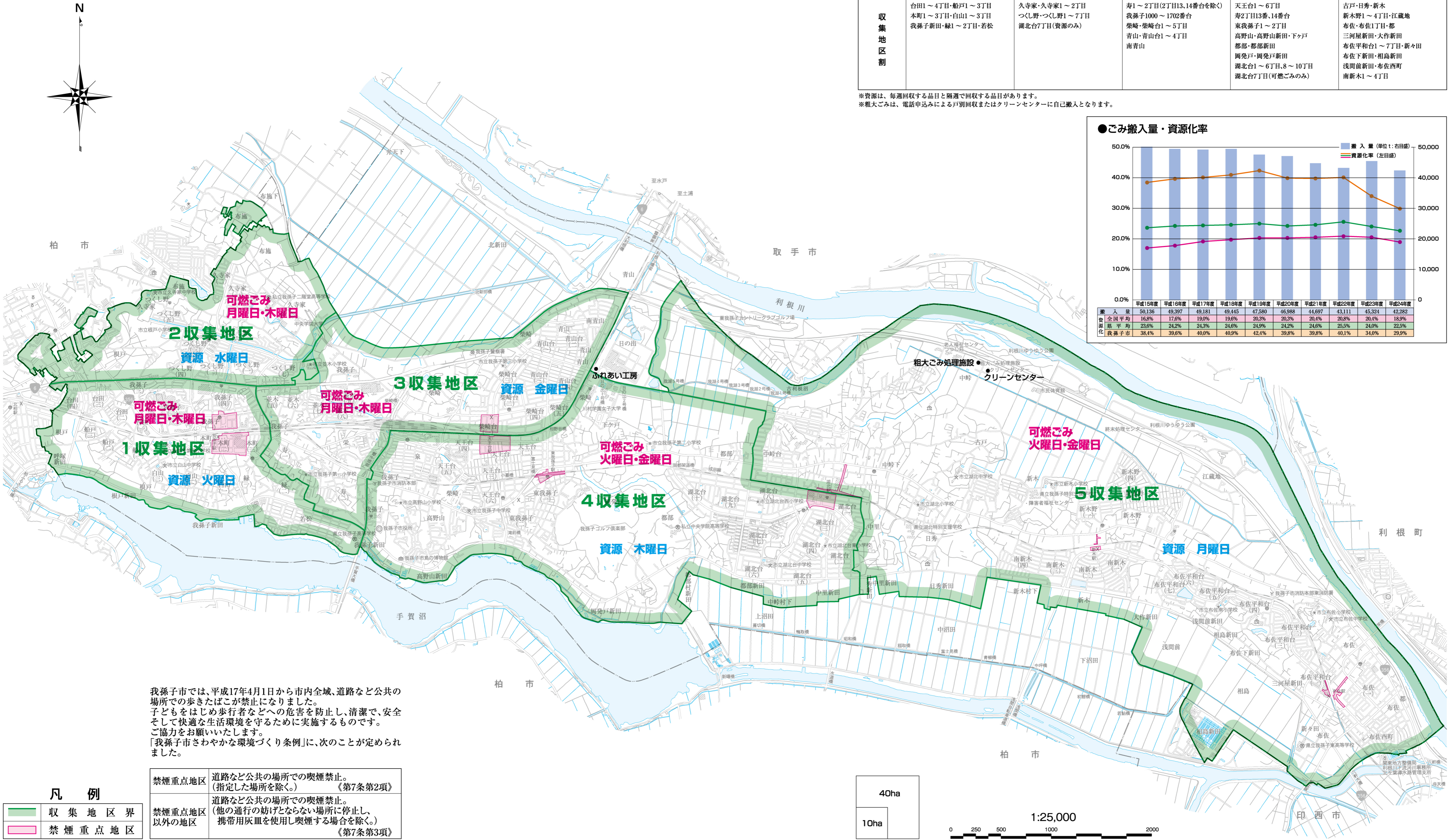
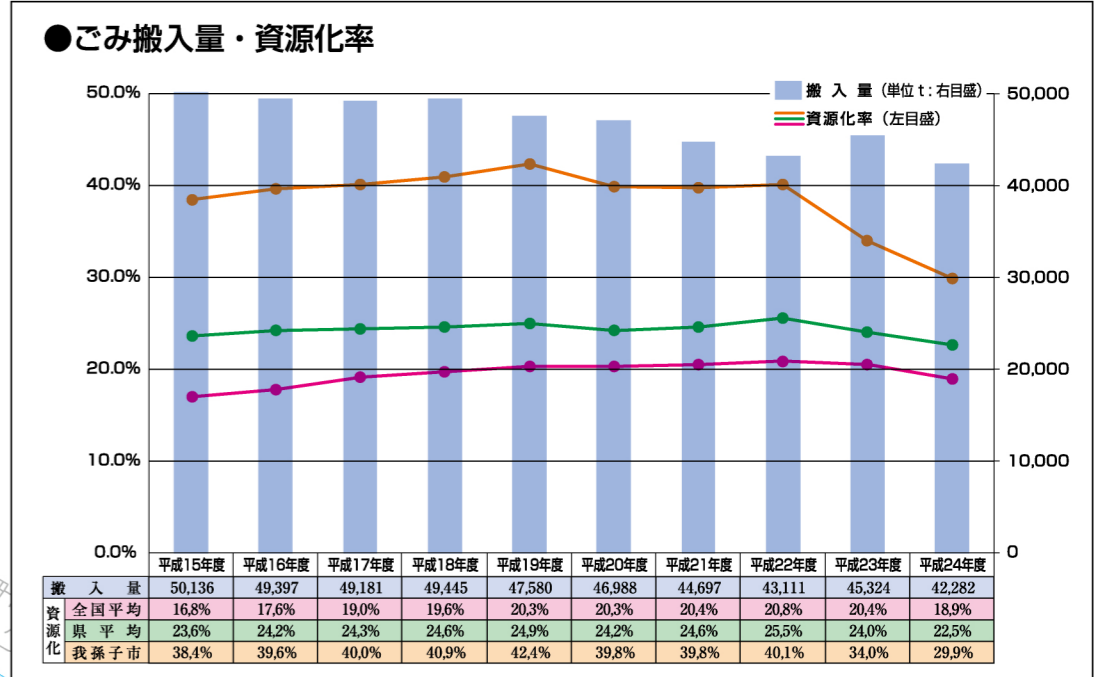


# 20. ごみ収集・禁煙重点地区

(クリーンセンター資料 平成26年4月現在)

●資源・可燃ごみ収集日					
収集地区	1収集地区	2収集地区	3収集地区	4収集地区	5収集地区
資源収集曜日	火曜日	水曜日	金曜日	木曜日	月曜日
可燃ごみ収集曜日	月曜日・木曜日	月曜日・木曜日	月曜日・木曜日	火曜日・金曜日	火曜日・金曜日
収集地区別	我孫子1～4丁目・根戸新田 台田1～4丁目・船戸1～3丁目 本町1～3丁目・白山1～3丁目 我孫子新田・緑1～2丁目・若松	根戸・布施 久寺家・久寺家1～2丁目 つくし野・つくし野1～7丁目 湖北台7丁目(資源のみ)	並木5～9丁目・栄 寿1～2丁目(2丁目13、14番台を除く) 我孫子1000～1702番台 柴崎・柴崎台1～5丁目 青山・青山台1～4丁目 南青山	我孫子1780～1800番台・泉 天王台1～6丁目 寿2丁目13番、14番台 東我孫子1～2丁目 高野山・高野山新田・下ヶ戸 都部・都部新田 岡発戸・岡発戸新田 湖北台1～6丁目、8～10丁目 湖北台7丁目(可燃ごみのみ)	中幹・中幹台・中里・中里新田 古戸・日秀・新木 新木野1～4丁目・江蔵地 布佐・布佐1丁目・都 三河屋新田・大伴新田 布佐平和台1～7丁目・新々田 布佐下新田・相島新田 浅間前新田・布佐西町 南新木1～4丁目

※資源は、毎週回収する品目と隔週で回収する品目があります。  
※粗大ごみは、電話申込みによる戸別回収またはクリーンセンターに自己搬入となります。



我孫子市では、平成17年4月1日から市内全域、道路など公共の場所での歩きタバコが禁止になりました。子どもをはじめ歩行者などへの危害を防止し、清潔で、安全そして快適な生活環境を守るために実施するものです。ご協力をお願いいたします。  
「我孫子市さわやかな環境づくり条例」に、次のことが定められました。

凡例	
	収集地区界
	禁煙重点地区
禁煙重点地区	道路など公共の場所での喫煙禁止。(指定した場所を除く。)《第7条第2項》
禁煙重点地区以外の地区	道路など公共の場所での喫煙禁止。(他の通行の妨げとならない場所に停止し、携帯用灰皿を使用し喫煙する場合を除く。)《第7条第3項》

